

神河町学童保育クラブ使用申請書

令和7年11月16日

神河町教育委員会 様

〒679 -3116

住所 神河町寺前 64 番地

氏名 神河 一郎

電話 0790-34-0212

神河町学童保育クラブ管理運営に関する規則第5条第1項により、下記の者を使用させていただき、申請します。

児童氏名	(フリガナ: カミカワ モミジ) 神河 もみじ (男・女)	生年月日	平成29年8月1日
小学校名	寺前 小学校	学年	新3年生
希望使用期間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日		
希望使用頻度	<input checked="" type="checkbox"/> 通年使用 ・使用曜日 (月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土) <input type="checkbox"/> 臨時的使用 (月 日程度使用) <input type="checkbox"/> 長期休業日 ・使用曜日 (月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土) <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;">定期的に利用される方は、通年使用の欄に記入してください。 月に数回程度の場合は、臨時的使用の欄に記入してください。</div>		
希望使用時間	・平日: 下校時から 18時00分 ・土曜日: 8時00分から 18時00分 ・長期休業日: 8時00分から 18時00分		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">通年・臨時的使用の申請で、長期休業日も使用予定がある場合は、記入してください。</div>
申請理由	(例)・保護者就労により、児童の帰宅時間に家が留守となるため。 ・介護のため月数回、児童の帰宅時間に家が留守となるため。 ・定期的に通院しており、児童の帰宅時間に家が留守となるため。		

※申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届出てください。

申請書で希望された日、時間がすべて許可されるものではありません。就労証明書等に基づいて、許可書を発行します。